

## 《BCPの研修・訓練についての基準省令上の解釈》

### ○今後の方針（案）

#### ●訪問系、通所系、短期入所、多機能系

①BCP研修：年1回以上

②BCP訓練：年1回以上

※ BCPには「感染症BCP」と「災害BCP」があることから、「感染症BCP」の研修・訓練を1回ずつ、「災害BCP」の研修・訓練を1回ずつ実施することが理想だが、「感染症BCP」と「災害BCP」のどちらかの研修及び訓練を実施することは妨げない。ただし、**研修と訓練のそれぞれを実施すること。**また、BCP研修とBCP訓練を同時に実施することは妨げない。

#### ●居住系（入居系）、施設系

①BCP研修：年2回以上

②BCP訓練：年2回以上

※ BCPには「感染症BCP」と「災害BCP」があることから、「感染症BCP」の研修・訓練を2回ずつ、「災害BCP」の研修・訓練を2回ずつ実施することが理想だが、「感染症BCP」の研修・訓練を1回ずつ、「災害BCP」の研修・訓練を1回ずつ実施すれば、「年2回以上」の要件を満たすこととする。ただし、**①研修と訓練のそれぞれを実施すること。②どちらかの研修及び訓練に偏ること（2回とも「感染症BCP」、2回とも「災害BCP」）は適切ではない。**また、BCP研修とBCP訓練を同時に実施することは妨げない。

### ※同時開催の可能性

- ・感染症BCP研修と感染症BCP訓練を同時に実施することは可（記録は分ける）
- ・災害BCP研修と災害BCP訓練を同時に実施することは可（記録は分ける）
- ・感染症BCP研修と災害BCP研修を同時に実施することは可（記録は分ける）
- ・感染症BCP訓練と災害BCP訓練を同時に実施することは可（記録は分ける）
- ・感染症BCP研修と感染症対策研修を一体的に実施することは可
- ・感染症BCP訓練と感染症対策訓練を一体的に実施することは可
- ・災害BCP訓練と防災訓練を一体的に実施することは可